(三) 林業・木材産業改善資金助成法の特例
振興山村市町村が、森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した山村振興計画について、都道府県及び(二)の(4)の同意を得たときは、林業・木材産業改善資金の償還期間については、一二年を超えない範囲内で政令で定める期間等とすることとした。（第八条の六関係）

(四) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例
振興山村市町村が、補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した山村振興計画について、都道府県及び(二)の(4)の同意を得たときは、都道府県の同意の日において、各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととした。（第八条の七関係）

6 産業の振興に係る取組を推進する事業に対する助成等
国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の必要な措置を講ずることとした。（第一〇条第二項関係）

7 配慮規定の追加
(一) 再生可能エネルギーの利用の推進
国及び地方公共団体は、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をすることとし、その利用の推進に当たっては、地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をすることとした。（第一八条の二関係）

(二) 介護給付等対象サービス等の確保等
国及び地方公共団体は、振興山村における介護給付等対象サービス等の確保等を図るため、介護給付等対象サービス等の内容の充実等について適切な配慮をすることとした。（第一九条の二関係）

(三) 教育環境の整備（第二一条の四関係）
(1) 国及び地方公共団体は、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をすることとした。
(2) 国及び地方公共団体は、振興山村の区域外に居住する子どもが、山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をすることとした。

8 期限の延長
山村振興法の有効期限を一〇年間（平成三七年三月三一日まで）延長することとした。（附則第二項関係）

9 その他
(一) 所要の規定の整備
その他所要の規定の整備を行うこととした。
(二) 施行期日
この法律は、平成二七年四月一日から施行することとし、第八及びこれに伴う規定の整備は、公布の日から施行することとした。

◇地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第八号）（内閣府本府）

1 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を五年延長し、平成三二年三月三一日までとすることとした。（附則第一条第二項関係）

2 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第九号）（財務省）

一 所得税法の一部改正関係

1 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例
(一) 特例の概要
国外転出（国内に住所及び居所を有しないこととなることをいう。以下同じ。）をする居住者が、所得税法に規定する有価証券若しくは匿名組合契約の出資の持分（以下「有価証券等」という。）を有する場合又は決済していないデリバティブ取引、信用取引若しくは発行日取引（以下「未決済デリバティブ取引等」という。）に係る契約を締結している場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、当該国外転出の時に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額により当該有価証券等の譲渡又は当該未決済デリバティブ取引等の決済があったものとみなす。
(1) 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合、納税管理人の届出をしないで当該国外転出をした日以後に当該年分の確定申告書を提出する場合又は当該年分の所得税につき決定がされる場合　当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額
(2) 右記(1)に掲げる場合以外の場合　当該国外転出の予定日の三月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして算出した利益の額若しくは損失の額
(二) 特例の対象者
本特例は、次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たす居住者について、適用する。
(1) 国外転出をする時における右記(一)(1)又は(2)に定める金額の合計額が一億円以上である者
(2) 国外転出の日前一〇年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間として一定の期間の合計が五年超である者
(三) 国外転出後五年を経過する日までに帰国等をした場合の取扱い
本特例の適用を受けるべき者が、その国外転出の日から五年を経過する日までに帰国等をした場合において、その者が当該国外転出の時において有していた有価証券等又は契約を締結していた未決済デリバティブ取引等で当該国外転出の時以後引き続き有しているもの又は決済をしていないものについては、右記(一)による譲渡又は決済がなかったものとすることができる。ただし、当該帰国等の日までの間に、当該有価証券等又は未決済デリバティブ取引等に係る所得の計算につきその計算の基礎となるべき事実の全部又は一部の隠蔽又は仮装があった場合には、その隠蔽又は仮装があった事実に基づく当該所得については、この限りでない。
この取扱いは、帰国等の日から四月を経過する日までに、更正の請求をすることにより適用を受けることができる。
(四) 納税猶予
(1) 国外転出をする居住者でその国外転出の時において有する有価証券等又は契約を締結している未決済デリバティブ取引等につき本特例の適用を受けたものが、当該国外転出の日の属する年分の確定申告書に納税猶予を受けようとする旨の記載をした場合には、当該国外転出の日の属する年分の所得税のうち本特例により当該有価証券等の譲渡又は未決済デリバティブ取引等の決済があったものとされた所得に係るものについては、当該国外転出の日から五年を経過する日（同日前に帰国等をする場合には、同日とその者の帰国等の日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。
(2) この納税猶予は、国外転出の時までに納税管理人の届出をし、かつ、その所得税に係る確定申告期限までに納税猶予分の所得税額に相当する担保を供した場合に、適用する。
(3) 納税猶予に係る期限は、届出により国外転出の日から一〇年を経過する日までとすることができる。この場合における右記(三)の取扱いは、国外転出の日から一〇年を経過する日までに帰国をした場合等に適用することができる。
(4) 納税猶予を受ける者は、国外転出の日の属する年分の所得税に係る確定申告期限から納税猶予に係る期限までの間の各年の一二月三一日における当該納税猶予に係る有価証券等の所有及び未決済デリバティブ取引等に係る契約に関する届出書を、同日の属する年の翌年三月一五日までに、税務署長に提出しなければならない。当該届出書を提出期限までに提出しなかった場合には、その提出期限から四月を経過する日をもって、納税猶予に係る期限とする。
(5) 納税猶予に係る期限の到来により所得税を納付する場合には、当該納税猶予がされた期間に係る利子税を納付する義務が生ずる。